

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書				
【提出先】	東海財務局長				
【提出日】	2020年11月16日				
【会社名】	株式会社アイケイ				
【英訳名】	I . K Co . , Ltd .				
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼CEO 飯田 裕				
【本店の所在の場所】	名古屋市中村区上米野町四丁目20番地 同所は登記上の本店所在地で実際の業務は下記で行っております。				
【電話番号】	該当事項はありません。				
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。				
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中村区名駅三丁目26番8号				
【電話番号】	052-856-3101(代表)				
【事務連絡者氏名】	常務取締役 管理統括 高橋 伸宜				
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式				
【届出の対象とした募集(売出)金額】	<table border="0"> <tr> <td>一般募集</td> <td>488,175,000円</td> </tr> <tr> <td>オーバーアロットメントによる売出し</td> <td>77,250,000円</td> </tr> </table> <p>(注)1. 募集金額は、発行価額の総額であり、2020年11月6日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。</p> <p>ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。</p> <p>2. 売出金額は、売出価額の総額であり、2020年11月6日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。</p>	一般募集	488,175,000円	オーバーアロットメントによる売出し	77,250,000円
一般募集	488,175,000円				
オーバーアロットメントによる売出し	77,250,000円				
【安定操作に関する事項】	<p>1. 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。</p> <p>2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所ですが、これらのうち主たる安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。</p>				
【縦覧に供する場所】	<p>株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)</p> <p>株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)</p>				

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	500,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1. 2020年11月16日(月)開催の取締役会決議によります。

2. 本募集(以下「一般募集」という。)にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の引受人である東海東京証券株式会社が当社株主から75,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

3. 一般募集とは別に、2020年11月16日(月)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の東海東京証券株式会社が割当先とする当社普通株式75,000株の第三者割当による自己株式の処分(以下「本件第三者割当」という。)を行うことを決議しております。

4. 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

5. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

2020年11月24日(火)から2020年11月27日(金)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	500,000株	488,175,000	244,087,500
計(総発行株式)	500,000株	488,175,000	244,087,500

(注) 1. 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。

2. 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。

3. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

4. 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、2020年11月6日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2)【募集の条件】

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1.2. 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注)1.2.	未定 (注)1.	100株	自 2020年11月30日(月) 至 2020年12月1日(火) (注)3.	1株につき 発行価格と 同一の金額	2020年12月3日(木)

(注)1. 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、2020年11月24日(火)から2020年11月27日(金)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を新規発行株式の発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <https://www.ai-kei.co.jp/ir>) (以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で2020年11月20日(金)から2020年11月27日(金)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、2020年11月24日(火)から2020年11月27日(金)までを予定しております。

したがって、申込期間は、

発行価格等決定日が2020年11月24日(火)の場合、「自 2020年11月25日(水) 至 2020年11月26日(木)」

発行価格等決定日が2020年11月25日(水)の場合、「自 2020年11月26日(木) 至 2020年11月27日(金)」

発行価格等決定日が2020年11月26日(木)の場合、「自 2020年11月27日(金) 至 2020年11月30日(月)」

発行価格等決定日が2020年11月27日(金)の場合は上記申込期間のとおり、

となりますのでご注意ください。

- 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
- 申込証拠金には、利息をつけません。

7. 株式の受渡期日は、2020年12月4日(金)であります。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社愛知銀行 中村支店	名古屋市中村区竹橋町35番15号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
東海東京証券株式会社	名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	500,000株	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
計		500,000株	

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
488,175,000	9,000,000	479,175,000

- (注) 1. 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。
2. 払込金額の総額(発行価額の総額)は、2020年11月6日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額479,175,000円については、一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当の手取概算額上限72,226,250円と合わせ、手取概算額合計上限551,401,250円について、当社の設備投資資金及び当社子会社への投融資資金に充当する予定であります。

具体的には、生産性向上及びコスト削減を目的とした当社の基幹システム及び物流システムへの設備投資に295,000,000円(2021年5月期70,000,000円、2022年5月期10,000,000円、2023年5月期以降215,000,000円)、当社の連結子会社である株式会社プライムダイレクトへの投融資に256,401,250円(2021年5月期100,000,000円、2022年5月期156,401,250円)を充当する予定であります。

株式会社プライムダイレクトは、成長事業であるTVショッピングへの投資に当社からの投融資金額の全額を2022年5月末までに充当する予定であります。

上記手取金は、実際の充当時期までは、安全性の高い銀行預金等にて運用する予定であります。

なお、「第三部 参照情報 第1 参照書類 1 有価証券報告書(第39期)」の「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画 (1) 重要な設備の新設等」に記載した当社グループの設備投資計画は、本有価証券届出書提出日(2020年11月16日)現在、以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増 加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
株式会社アイ ケイ	本社 (名古屋市中 村区)	BtoBtoC事業	基幹システム	200,000	-	増資資金及 び自己株式 処分資金	2020年11月	2023年5月	生産性向上
株式会社アイ ケイ	本社 (名古屋市中 村区)	BtoBtoC事業	物流システム	53,000	-	増資資金及 び自己株式 処分資金	2020年9月	2021年3月	生産性向上
株式会社アイ ケイ	本社 (名古屋市中 村区)	BtoBtoC事業	PC	10,000	-	増資資金及 び自己株式 処分資金	2020年12月	2021年12月	生産性向上
株式会社アイ ケイ	本社 (名古屋市中 村区)	BtoBtoC事業	サーバー	20,000	-	増資資金及 び自己株式 処分資金	2021年2月	2024年2月	生産性向上
株式会社アイ ケイ	本社 (名古屋市中 村区)	BtoBtoC事業	サブシステム プログラム	12,000	-	増資資金及 び自己株式 処分資金	2020年9月	2024年12月	生産性向上

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

## 第2【売出要項】

## 1【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	75,000株	77,250,000	名古屋市中村区名駅四丁目7番1号 東海東京証券株式会社

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の引受人である東海東京証券株式会社が当社株主から75,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <https://www.ai-kei.co.jp/ir>)(新聞等)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

## 2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 3. 売出価額の総額は、2020年11月6日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## 2【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格(円)	申込期間	申込単位	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 2020年11月30日(月) 至 2020年12月1日(火) (注) 1.	100株	1株につき売 出価格と同一 の金額	東海東京証券 株式会社及び その委託販売 先金融商品取 引業者の全国 の本支店及び 営業所		

(注) 1. 株式の受渡期日は、2020年12月4日(金)であります。

売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

## 2. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

## 3. 申込証拠金には、利息をつけません。

## 4. 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1 株式会社東京証券取引所市場第一部銘柄及び株式会社名古屋証券取引所市場第一部銘柄への指定について

当社普通株式は、本有価証券届出書提出日(2020年11月16日(月))現在、株式会社東京証券取引所市場第二部及び株式会社名古屋証券取引所市場第二部に上場されておりますが、2020年12月4日(金)に株式会社東京証券取引所市場第一部銘柄及び株式会社名古屋証券取引所市場第一部銘柄に指定される予定であります。

### 2 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の引受人である東海東京証券株式会社が当社株主から75,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、75,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、東海東京証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返還に必要な株式を取得させるために、当社は2020年11月16日(月)開催の取締役会において、東海東京証券株式会社を割当先とする当社普通株式75,000株の第三者割当による自己株式の処分(本件第三者割当)を、2020年12月25日(金)を払込期日として行うことを決議しております。(注)1.

また、東海東京証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から2020年12月22日(火)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。(注)2.)、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。東海東京証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、東海東京証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、東海東京証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数(以下「取得予定株式数」という。)について、東海東京証券株式会社は本件第三者割当に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な処分株式数とその限度で減少し、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

東海東京証券株式会社が本件第三者割当に係る割当てに応じる場合には、東海東京証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、東海東京証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって東海東京証券株式会社は本件第三者割当に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当における自己株式の処分は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注)1. 本件第三者割当の内容は以下のとおりであります。

(1) 募集株式の種類及び数	当社普通株式 75,000株
(2) 払込金額の決定方法	発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一とする。
(3) 割当先	東海東京証券株式会社
(4) 申込期間(申込期日)	2020年12月24日(木)
(5) 払込期日	2020年12月25日(金)
(6) 申込株数単位	100株

#### 2. シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が2020年11月24日(火)の場合、「2020年11月27日(金)から2020年12月22日(火)までの間」

発行価格等決定日が2020年11月25日(水)の場合、「2020年11月28日(土)から2020年12月22日(火)までの間」

発行価格等決定日が2020年11月26日(木)の場合、「2020年12月1日(火)から2020年12月22日(火)までの間」

発行価格等決定日が2020年11月27日(金)の場合、「2020年12月2日(水)から2020年12月22日(火)までの間」となります。

### 3 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である株式会社A M及び飯田裕は東海東京証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、東海東京証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は東海東京証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、東海東京証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行又は処分、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当、株式分割による新株式発行、ストック・オプションとしての新株予約権の発行及び新株予約権の権利行使による当社普通株式の交付等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、東海東京証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。



## 第4【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

- ・表紙に当社のロゴマーク  を記載いたします。

- ・裏表紙に当社のロゴマーク  を記載いたします。

- ・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

### 1. 募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令(以下「金商法施行令」という。)第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」(以下「取引等規制府令」という。)第15条の5に定める期間(有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間(\*1))において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り(\*2)又はその委託もしくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ(\*3)の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り(\*2)に係る有価証券の借入れ(\*3)の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

\*1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、2020年11月17日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が2020年11月24日から2020年11月27日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

\*2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)、投資法人債券等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

\*3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの(売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け)を含みます。

2. 今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト

( [ URL ] <https://www.ai-kei.co.jp/ir> ) (以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されません。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- ・表紙の次に、以下の「1 経営方針・ビジネスモデル」から「3 業績等の推移」までの内容をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。

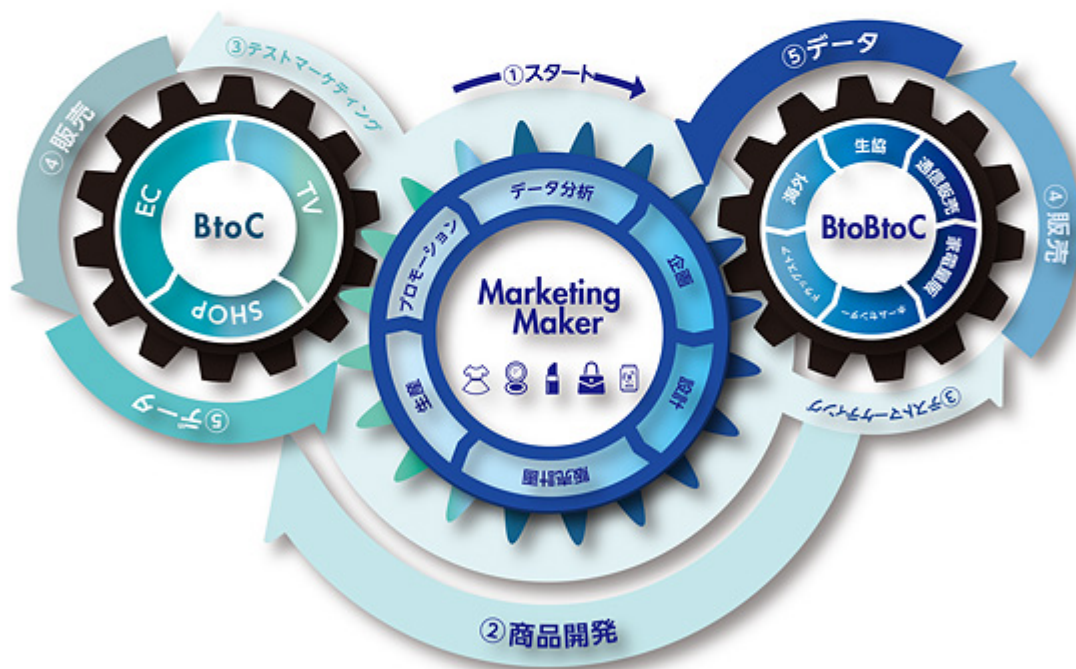
## 1 経営方針・ビジネスモデル

### (1) 経営方針

当社グループの経営方針は、「ファンづくり」を共通の経営理念に掲げており、事業の永続発展のために最も大切なものが「ファンづくり」であると考えております。お客様をファン化させる重要なファクターとして「お客様立場主義」を追求しており、商品・サービス・お客様対応など、あらゆる面でのお客様立場主義の実践を目指しております。また、グループ経営においては、グループ内の経営資源を適切に結合したり、配分したりすることで最大のシナジーを生み、常にグループ全体の最適化を図りながら生々発展させる仕組みを通じ、企業価値を高めていく経営を推進することであります。

### (2) ビジネスモデル

当社グループは美しく生きる・健康に生きる・楽しく生きる、の3軸をテーマに、長年にわたって蓄積されたビッグデータから、化粧品・生活雑貨・食品等の商品開発を行い、企画・製造・販売・物流までを一貫して行う、マーケティングメーカーです。

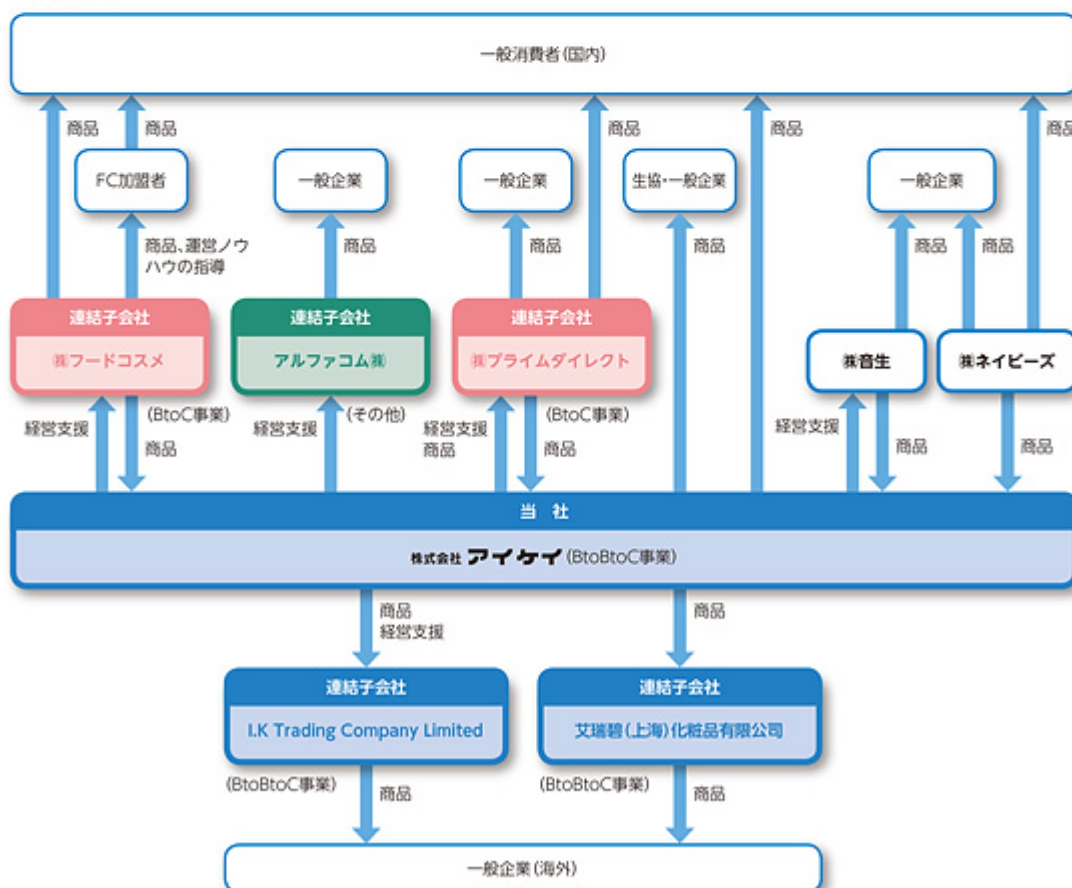


## 2 事業の内容

当社グループは、当社と連結子会社5社(株式会社フードコスメ、アルファコム株式会社、株式会社プライムダイレクト、I.K Trading Company Limited、艾瑞碧(上海)化粧品有限公司)及び持分法を適用していない非連結子会社2社により構成されており、事業内容は雑貨類・食品類・化粧品類を最終消費者に直接販売するBtoC事業、及び同商品を卸販売するBtoBtoC事業、コンタクトセンターの構築と支援等を提供するその他を営んでおります。また、第39期連結会計年度(自2019年6月1日 至2020年5月31日)より報告セグメントの区分を変更しております。

(1) BtoC事業	TVショッピング、インターネットショッピング、有店舗での「SKINFOOD」化粧品販売等の小売事業を行っております。
(2) BtoBtoC事業	生活協同組合、通信販売会社、小売店舗、海外パートナー企業等への卸売事業を行っております。
(3) その他	チャットシステム、音声通話録音システムの販売等を行っております。

事業系統図



(注) 子会社2社(株式会社音生、株式会社ネイビーズ)は持分法非適用非連結子会社であります。

## ■BtoC事業

TVショッピング、インターネットショッピング、「SKINFOOD」化粧品店舗にて小売事業を行っております。

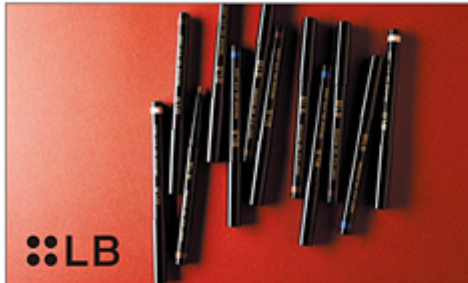


## SKINFOODSHOP



**BtoBtoC事業**

生活協同組合、通信販売会社、小売店舗(バラエティストア、ドラッグストア等)、海外パートナー企業等への卸売事業を行っております。



ファストメイクブランド[LB]



スキンケア化粧品[B!FREE+]



卵殻膜たまご化粧品シリーズ



あとりえOKADASE軽量甲ゴムスニーカー



マヌカ蜂蜜入りジンジャーシロップ



18種国産具材のノンオイルカレー

**その他**

コンタクトセンター向けのチャットシステム、音声通話録音システムの販売等を行っております。

### 3 業績等の推移

#### ■ 主要な経営指標等の推移

(単位:千円)

回次	第35期	第36期	第37期	第38期	第39期	第40期 第1四半期
決算年月	2016年5月	2017年5月	2018年5月	2019年5月	2020年5月	2020年8月
<b>(1) 連結経営指標等</b>						
売上高	13,908,187	15,273,962	18,337,358	17,614,980	18,483,995	4,837,530
経常利益	182,442	554,655	899,530	437,836	623,750	153,428
親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益	73,396	425,720	641,513	238,180	384,064	101,198
包括利益又は四半期包括利益	71,438	427,600	639,637	239,457	393,491	100,263
純資産額	1,508,257	1,898,596	2,524,133	2,688,819	2,809,631	2,824,405
総資産額	4,845,916	5,207,732	6,288,960	6,818,376	7,369,198	7,108,250
1株当たり純資産額 (円)	202.39	254.76	337.58	359.61	385.34	-
1株当たり当期(四半期)純利益 (円)	9.85	57.13	86.07	31.85	52.19	13.94
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益 (円)	-	-	-	-	51.94	13.84
自己資本比率 (%)	31.1	36.5	40.1	39.4	38.0	39.5
自己資本利益率 (%)	4.9	25.0	29.0	9.1	14.0	-
株価収益率 (倍)	22.98	19.37	21.61	14.47	12.51	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	161,315	745,393	722,282	△722,605	712,827	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△77,982	△215,760	△243,470	△275,639	△374,117	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	51,628	△500,610	△42,596	852,472	△139,868	-
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	235,948	253,649	687,850	542,126	802,880	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	222 (30)	214 (38)	231 (45)	236 (55)	235 (60)	-

(注)1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第35期、第36期、第37期及び第38期における潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 2017年12月1日付で普通株式1株を2株に株式分割いたしました。また、2018年4月1日付で普通株式1株を2株に株式分割いたしました。当該株式分割が第35期(2016年5月期)の期首に行われたものと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期(四半期)純利益を算定しております。

#### (2) 提出会社の経営指標等

売上高	11,897,033	13,271,381	14,558,643	13,252,985	12,043,683
経常利益	238,394	499,991	466,367	466,325	240,936
当期純利益	134,699	384,016	343,411	282,709	150,218
資本金	401,749	401,749	401,749	401,749	401,749
発行済株式総数 (株)	1,952,000	1,952,000	7,808,000	7,808,000	7,808,000
純資産額	1,544,759	1,893,393	2,220,829	2,430,044	2,356,203
総資産額	4,607,245	5,004,390	5,532,150	6,199,435	6,199,630
1株当たり純資産額 (円)	207.28	254.06	297.02	325.00	323.93
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	20.00 (-)	30.00 (-)	10.00 (-)	12.00 (-)	12.00 (-)
1株当たり当期純利益 (円)	18.07	51.53	46.07	37.81	20.41
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	-	-	-	20.31
自己資本比率 (%)	33.5	37.8	40.1	39.2	37.9
自己資本利益率 (%)	8.7	20.3	15.5	11.6	6.3
株価収益率 (倍)	12.5	21.5	40.4	12.2	32.0
配当性向 (%)	27.7	14.6	21.7	31.7	58.8
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	112 (16)	108 (21)	110 (25)	117 (28)	117 (21)
株主総利回り (%)	99.6	481.2	809.7	213.1	300.9
(比較指標:配当込みTOPIX) (%)	(84.2)	(97.8)	(111.3)	(98.6)	(104.7)
最高株価 (円)	1,032	5,230	12,470 □2,399	2,972	1,310
最低株価 (円)	813	806	3,605 □1,397	460	363

(注)1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第35期、第36期、第37期及び第38期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 第35期の1株当たり配当額には、当社第35期決算記念配当2円を含んでおります。

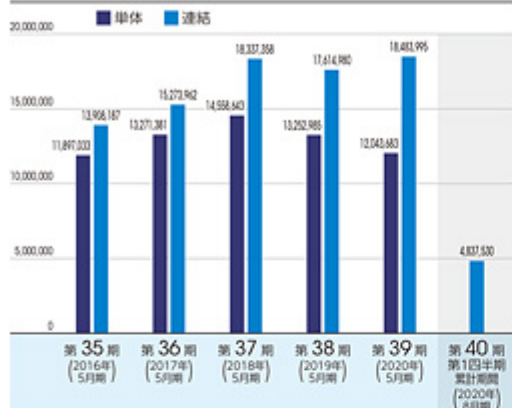
4 2017年12月1日付で普通株式1株を2株に株式分割いたしました。また、2018年4月1日付で普通株式1株を2株に株式分割いたしました。当該株式分割が第35期(2016年5月期)の期首に行われたものと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。

5 最高・最低株価は、2018年2月15日以降は東京証券取引所(市場第二部)におけるものであり、2018年2月14日までは東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

6 □印は、株式分割(2017年12月1日、1株→2株及び2018年4月1日、1株→2株)による権利落後の最高・最低価格を示しております。

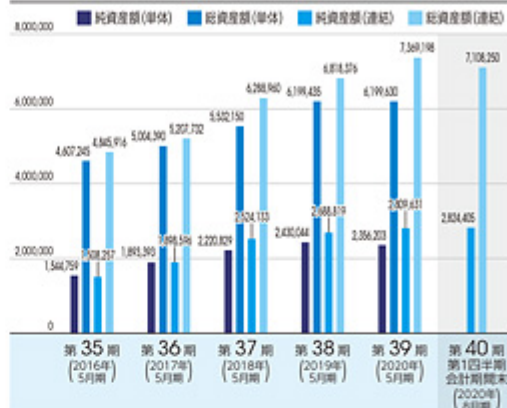
## ■売上高

(単位:千円)



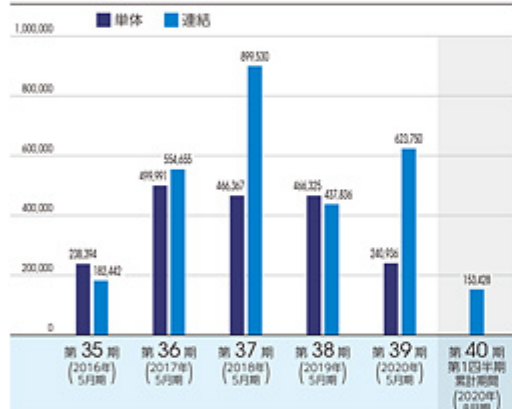
## ■純資産額/総資産額

(単位:千円)



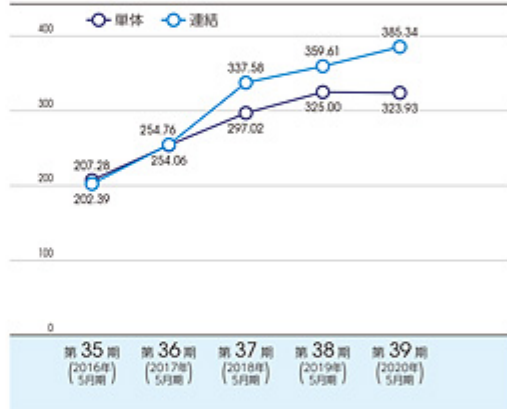
## ■経常利益

(単位:千円)

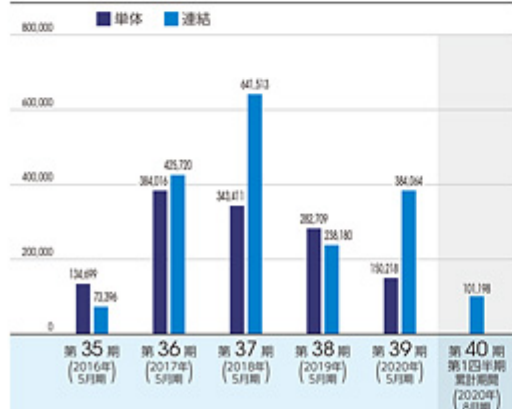


## ■1株当たり純資産額

(単位:円)

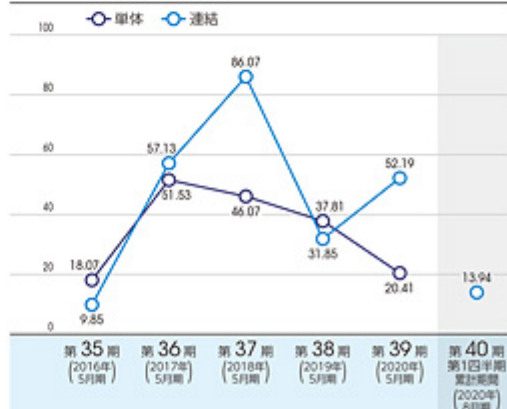
■親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益/  
当期純利益

(単位:千円)



## ■1株当たり当期(四半期)純利益

(単位:円)



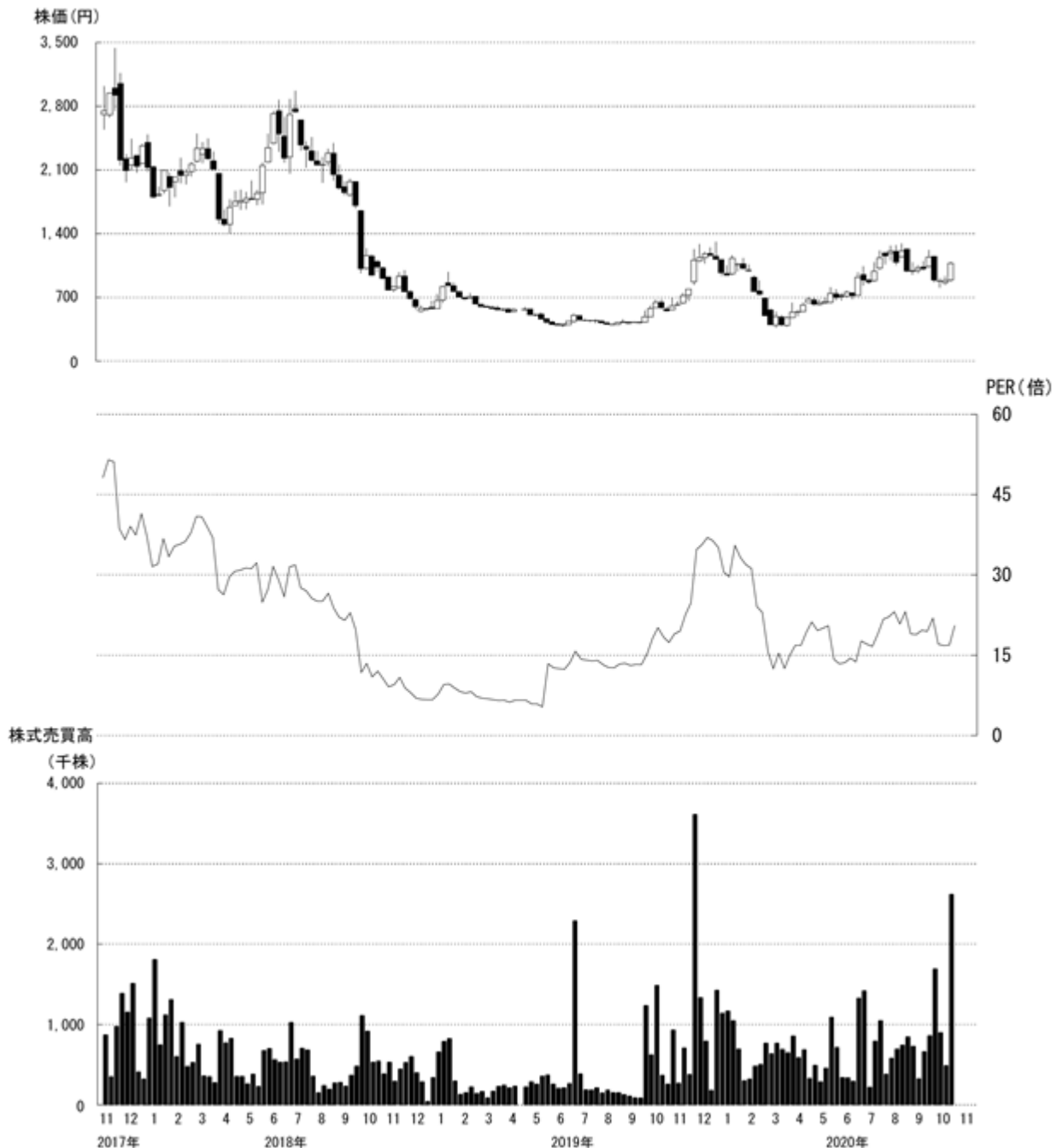
(注) 2017年12月1日付で普通株式1株を2株に株式分割いたしました。また、2018年4月1日付で普通株式1株を2株に株式分割いたしました。当該株式分割が第35期(2016年5月期)の期首に行われたものと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期(四半期)純利益を算定しております。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

(株価情報等)

### 1【株価、P E R及び株式売買高の推移】

2017年11月13日から2020年11月6日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。



- (注) 1. 当社は2017年12月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を、2018年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を実施しておりますので、株価、P E R及び株式売買高の推移(週単位)については、下記(注)2乃至4に記載のとおり、当該株式分割を考慮したものとしております。
2. ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。なお、2017年12月1日付株式分割の権利落ち前の株価については、当該株価を4で除して得た数値を、当該権利落ち以降2018年4月1日付株式分割の権利落ち前の株価については、当該株価を2で除して得た数値をそれぞれ株価としております。
- ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
  - ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。



3. P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$P E R(倍) = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益}}$$

・週末の終値については、2017年12月1日付株式分割の権利落ち前は当該終値を4で除して得た数値を、当該権利落ち以降2018年4月1日付株式分割の権利落ち前は当該終値を2で除して得た数値をそれぞれ週末の終値としております。

・1株当たり当期純利益は、以下の数値を使用しております。

2017年11月13日から2018年5月31日については、2017年5月期有価証券報告書の2017年5月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を4で除して得た数値を使用。

2018年6月1日から2019年5月31日については、2018年5月期有価証券報告書の2018年5月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2019年6月1日から2020年5月31日については、2019年5月期有価証券報告書の2019年5月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2020年6月1日から2020年11月6日については、2020年5月期有価証券報告書の2020年5月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

4. 株式売買高については、2017年12月1日付株式分割の権利落ち前は当該株式売買高に4を乗じて得た数値を、当該権利落ち以降2018年4月1日付株式分割の権利落ち前は当該株式売買高に2を乗じて得た数値をそれぞれ株式売買高としております。

## 2【大量保有報告書等の提出状況】

2020年5月16日から2020年11月6日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、以下のとおりであります。

提出者(大量保有者)の氏名又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の総数(株)	株券等保有割合(%)
大和アセットマネジメント株式会社	2020年6月15日	2020年6月19日	大量保有報告書	392,500	5.03
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー(Morgan Stanley & Co. International plc)	2020年7月31日	2020年8月6日	大量保有報告書 (注)1	502,100	6.43
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・エルエルシー(Morgan Stanley & Co. LLC)				17,200	0.22
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー(Morgan Stanley & Co. International plc)	2020年8月14日	2020年8月20日	変更報告書 (注)1	526,700	6.75
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・エルエルシー(Morgan Stanley & Co. LLC)				11,300	0.14
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー(Morgan Stanley & Co. International plc)	2020年8月31日	2020年9月4日	変更報告書 (注)1	525,400	6.73
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・エルエルシー(Morgan Stanley & Co. LLC)				6,100	0.08
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー(Morgan Stanley & Co. International plc)	2020年9月15日	2020年9月23日	変更報告書 (注)1	458,000	5.87
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・エルエルシー(Morgan Stanley & Co. LLC)				6,300	0.08
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー(Morgan Stanley & Co. International plc)	2020年9月30日	2020年10月7日	変更報告書 (注)1	542,800	6.95
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・エルエルシー(Morgan Stanley & Co. LLC)				1,100	0.01

提出者(大量保有者)の氏名又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の総数(株)	株券等保有割合(%)
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー(Morgan Stanley & Co. International plc)	2020年10月15日	2020年10月21日	変更報告書 (注)1	602,000	7.71
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・エルエルシー(Morgan Stanley & Co. LLC)				14,200	0.18
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー(Morgan Stanley & Co. International plc)	2020年10月30日	2020年11月6日	変更報告書 (注)1	374,700	4.80
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・エルエルシー(Morgan Stanley & Co. LLC)				9,300	0.12

(注)1. モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー(Morgan Stanley & Co. International plc)及びモルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・エルエルシー(Morgan Stanley & Co. LLC)は共同保有者であります。

2. 上記大量保有報告書等は関東財務局及び東海財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社株式が上場されている株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第39期(自 2019年6月1日 至 2020年5月31日) 2020年8月21日東海財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第40期第1四半期(自 2020年6月1日 至 2020年8月31日) 2020年10月14日東海財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2020年11月16日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年8月24日に東海財務局長に提出

#### 4【訂正報告書】

訂正報告書(上記1の有価証券報告書の訂正報告書)を2020年9月4日に東海財務局長に提出

## 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(有価証券報告書の訂正報告書により訂正された内容を含み、以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2020年11月16日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更及び追加がありました。以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については\_\_\_\_\_ 罫で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、以下の「事業等のリスク」に記載の事項を除き、当該事項は本有価証券届出書提出日(2020年11月16日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

### [事業等のリスク]

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2020年11月16日)現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 感染症流行について

新型コロナウイルスなどによる感染症が流行・拡大した場合、当社グループのみならず国内・国外のサプライチェーン全体への影響が懸念されます。また、感染症流行抑制のため、経済活動の停滞を伴う行政の指導・要請等が生じた場合、景気が悪化し消費マインドが落ち込むなどで、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

#### (2) 生協に対する売上依存度が高い点について

当社グループのBtoBtoC事業の販売チャネルは、生活協同組合ルート(全国各地の地域生協、職域生協に販売)、通信販売ルート(一般企業向け販売)、店舗ルート(バラエティストア・ドラッグストア等への販売)、海外ルートの4つに大別されます。当事業の中では、生活協同組合ルートの売上比率が高くなってはいますが、近年はBtoC事業の売上拡大に努めておりますことから、当社グループ全体に対しての売上比率は30%台まで低下しており、その依存度は低くなっております。しかしながら、30%を超えるシェアがありますことから今後の生活協同組合の無店舗販売事業への取組み方針や組合員数の増減等の動向によっては、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

#### (3) 広告宣伝費の増加による影響について

当社グループのBtoC事業及びBtoBtoC事業は、商品の告知方法としてお客様に対しテレビでのインフォマーシャル又は商品のカタログを通じて販売活動を行っております。それゆえ、売上を拡大するためには一定の広告宣伝費が必要となるため、放映料が上昇した場合または紙の取引価格が高騰する等のコスト上昇により、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

#### (4) 個人情報の管理について

当社グループは、個人情報取扱業者に該当しており、遵法だけでなく、情報漏洩による被害を防止するため、外部からの不正アクセス防止およびウイルスの感染防止等、内部管理体制の強化を図ってはおりますが、万が一当社グループの個人情報が外部に漏洩した場合には、当社グループの信用失墜に繋がり、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

## (5) 法的規制について

当社グループは会社法や上場会社としての金融商品取引法のほか、当社グループの事業において関連する主な法的規制は下表のとおりであります。これらの法的規制の遵守に努めてまいりますが、万が一法的規制に触れた場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

主な法的規制
<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭用品品質表示法</li> <li>・電気用品安全法</li> <li>・不当景品類及び不当表示防止法</li> <li>・不正競争防止法</li> <li>・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律</li> <li>・食品衛生法</li> <li>・食品表示法</li> <li>・健康増進法</li> <li>・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</li> <li>・個人情報の保護に関する法律</li> <li>・製造物責任法</li> <li>・下請代金支払遅延等防止法</li> <li>・特定商取引に関する法律</li> <li>・消費生活用製品安全法</li> </ul>

## (6) 食品の品質管理について

当社グループが取り扱う商品は、雑貨類・食品類・化粧品類に区分されます。当社では、食品の安全性確保のため、生協が定める商品規制に加え、当社グループ独自の商品規制を設けており、当該基準を満たした商品のみを取り扱うこととしております。当社グループが取り扱う商品で、これまでに品質問題が大きな問題として発生した事例はありませんが、食品製造工程において無認可添加物の使用が発覚した場合等、当社グループ基準を満たさない商品が顧客に販売された場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

## (7) 在庫のリスクについて

当社グループは販売実績がある、または販売見込のある商品を販売機会を逸しないように在庫として保有しております。当社グループの在庫品には、一般仕入商品（仕入先に返品可能商品）と当社グループの開発商品（当社グループの買取商品）の2種類があります。売上動向によっては、在庫の評価減の対象となり当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

## (8) SKINFOOD化粧品販売に関するリスク

当社グループのSKINFOOD化粧品販売では、ブランドホルダーであります韓国のSKINFOOD社とのフランチャイズ契約により行っている事業でありますので、当該契約の更新がなされなかった場合は、SKINFOOD事業を継続できなくなる可能性があります。また、当社は当該フランチャイズ契約により、日本国内においてフランチャイザーとして、フランチャイズシステムを採用しており、フランチャイズ加盟店オーナーとの間で締結するフランチャイズ契約に基づいて、「SKINFOOD」店舗のチェーン展開を行っております。従いまして、契約の相手先であるフランチャイズ加盟店における不祥事などによりチェーン全体のブランドイメージに影響を受けた場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

## (9) 海外事業活動に関するリスク

当社グループは、中国及び香港に販売子会社を有しております。当社グループは現地動向を随時把握の上、適切に対応していく方針ですが、現地の法的規制や慣習等に起因する予測不能な事態が発生し、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

## (10) その他に関するリスク

当社グループのその他の主要商品であります「Voistore(音声通話録音システム)」は、韓国のVOISTORE社との間で締結しております「代理店基本契約」に基づいて行っておりますので、当該代理契約が更新されない場合は、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社アイケイ 本店  
(名古屋市中村区上米野町四丁目20番地)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

### 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

### 第五部【特別情報】

該当事項はありません。